

務	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			

生 企 第 2 9 9 号

令 和 5 年 3 月 8 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

通達の廃止について

この度、「青森県サイバーボランティア運用要綱の制定について」（平成31年2月4日付け少年第240号）」を下記のとおり廃止するので、誤りのないようにされたい。

記

1 廃止理由

公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が指定している「インターネット利用による少年サポート活動指定員」と同一任務であるため。

2 廃止年月日

令和5年3月31日

担当：生活安全企画課少年対策係